

みなさんの市議会

市議会は、市民から直接選ばれた議員によって構成され、市民と行政を結ぶパイプ役として重要な役割を果たしています。

議会の審議の場である本会議・委員会では、市民の要望・意思を市政に反映するため、市長に対して様々な要求や提言をしています。

ここでは、市民の皆さんとかかわりの深い市議会について、簡単に紹介してみました。



市長

本会議

市議会は、条例の制定や改廃、一般・特別会計などの予算の決定、決算の認定、重要な契約の締結などについて、本会議で審議し、地方公共団体としての意思を決定します。

委員会



市長や議員から提出された議案のほとんどは、専門的、効率的に審査するため、所管の常任委員会に付託されます。最終日の本会議で、委員長からその審査結果が報告され、議決されます。

付託

報告



議案

議決結果



市長は、行政を執行する上で、議会の議決を得なければならないことを議案として議会に提出します。条例や予算はその代表的なものです。

政府等



市議会は、市の公益に関することについて、国などの関係行政機関に対し、意見書を提出することができます。

平成18年(2006年)では、13件の意見書・決議を可決して、政府等に送付しました。

請願

陳情

採択

採択・不採択

要望・陳情

市民の皆さんは、市政等に関する要望を請願として市議会に提出することができます。

市議会は、提出された請願を受理し、議案と同じように審査します。請願には紹介議員が必要で、その審査結果(採択か不採択)は請願者に通知されます。

請願と異なり、紹介議員を必要とせずに市政についての要望や意見を提出することを陳情といいます。吹田市議会では、受理した陳情はその写しを速やかに全議員に配付して、周知を図っています。



議会を傍聴しましょう

市議会では、本市のまちづくり、福祉や環境、教育など、市民の皆さんの生活に直結した様々な問題について、活発な議論を行っています。

本会議の傍聴は、受付カードに住所、氏名を書いていただくだけでどなたでもできます。傍聴席は車いす席4席を含めて、通常、84席あります。また、委員会の傍聴は、委員会室等の関係もあり、6人まで自由にできます。

